

# 施設園芸等燃料価格高騰対策の令和8事業年度実施に係る公募について

愛知県燃油高騰対策推進協議会

## I 公募事項

施設園芸等燃料価格高騰対策について、令和8事業年度の実施分の公募を以下のとおり、開始します。

本事業に取り組もうとする支援対象者（一般社団法人日本施設園芸協会の施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領第7条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）は、愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（以下「県協議会業務方法書」という。）第6条の規程に基づく事業実施計画等及び施設園芸セーフティネット構築事業の積立契約申込書等を当該支援対象者の事務所が所在する農林水産事務所（名古屋市内にあっては園芸農産課）に提出してください。

## II 事業の概要

### 1 目的

燃料は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の価格見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸農家は、冬期加温に燃料を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃料価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸農家が継続して経営できる環境を整えるため、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要である。

このため、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制に計画的に取り組む施設園芸産地において、農業者と国の拠出により燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みを構築することにより、施設園芸農業者の経営の安定と施設園芸作物の安定供給を図ることとする。

### 2 事業内容

#### 施設園芸セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

### Ⅲ 事業実施手続き

#### 1 受付期間

令和8年5月7日（木）～令和8年6月26日（金）午後5時まで

#### 2 申請書類

支援対象者が提出する申請書類等は下記【申請書類等一覧表】のとおりです。

令和8事業年度の支援対象者は事業参画年度によって、下記①～③のいずれかに該当します。

【申請書類等一覧表】

事業参画年度	取組の継続性	省エネルギー等対策推進計画			作成書類									省エネ加速化特例		
		計画策定年度	目標年度	目標設定	支援対象者単位 ※7						取組農家			支援対象者		取組農家
					別紙様式第1号 計画承認申請	別紙1 実施計画書	別紙2 省エネルギー等対策推進計画	別紙様式第5号 (押印必要) 積立契約申立書	別紙様式第7号 (押印必要) 数量設定申込書	管理シート	別紙様式第14-2号 環境負荷低減の クロスコンプライアンスチェックシート	別紙様式第2号 省エネルギー等対策取組計画	別紙様式第14-1号 環境負荷低減の クロスコンプライアンスチェックシート	別紙様式第9号 特例承認申請書	管理シート 省エネ加速化特例	別紙様式第10号 特例取組計画書
①	継続して第2期目以降に取り組んでいる組織	R6から継続 R7から継続	R6 R8 R7 R9	現計画を継続	○※2	○	○※3	○	○	○※4	○※6	○※5	○※6	省エネ加速化特例を希望する農家がいる場合のみ ※8		
②	既参画組織でR8に再取組を行う組織	/	R8 R10	(1)10a当たり燃料使用量を更に15%以上削減する計画を定める。 (2)単位生産量当たり燃料使用量を15%以上削減する計画を定める。	○※2	○	○	○	○	○※4	○※6	○※5	○※6			
③	R8新規参画組織 (H24～R4に参画し、3年以上参画しなかった組織含む)	/	R8 R10	新規設定 (10a当たり燃料使用量を15%以上削減) ※1	○※2	○	○	○	○	○※4	○※6	○※5	○※6			

- ※1 平成 24 事業年度～令和 4 事業年度に参画し、3 年以上参画しなかった組織については、新規で計画を作成してください。ただし、燃料使用量の目標値は当初計画の目標値を下回るものとしてください。
- ※2 令和 8 事業年度に行う事業内容を記載してください。
- ※3 変更がある場合は変更を明記すること（2 段書きで上に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載してください）。  
事業参加者を追加する場合は、現状値及び目標年度の考え方について承認済みの省エネルギー等対策推進計画と整合をとってください。
- ※4 過去に参画した支援対象者は、管理シートの農家整理番号をこれまでの申請と変更しないこと（農家毎の固定番号としてください）。
- ※5 別紙様式第 2 号は事業参加農家全員が作成してください。  
現在及び目標の燃料使用量の算定方法が確認できる資料を添付してください。
- ※6 事業参加農家は全員、別紙様式第 14-1 号（チェックシート）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、支援対象者に提出してください。支援対象者は、事業参加者からチェックシートを収集し、事業参加者が複数の場合は別紙様式第 14-2 号により実施者リストを作成して提出してください。なお、事業参加者が 1 戸の支援対象者は様式第 14-1 号の写しを提出してください。
- ※7 代表者を含めた農業従事者が 5 名以上で申請を行う支援対象者においては、「支援対象者の要件を確認できる書類」（常時従事者（原則年間 150 日以上）が 5 人以上であること）を添付してください。

<省エネ加速化特例を希望する場合>

- ※8 令和 8 事業年度から省エネ加速化特例を新たに希望する農家は、様式第 10 号（省エネ加速化特例取組計画）にヒートポンプ導入が確認できるもの（設置状況がわかる写真及び領収書等）、基準量及び目標使用量の根拠を確認できる書類、別紙様式第 2 号（省エネルギー等対策取組計画）を添付してください。支援対象者においては、提出された様式第 10 号及び添付書類を確認して、取りまとめた上で別紙様式第 9 号により協議会で承認申請してください。

また、令和 7 事業年度から参加しており、計画に変更がある場合は、様式第 10 号に変更内容を明記し（2 段書きで上に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載してください）、変更内容を確認できる根拠資料を添付してください。支援対象者は、提出された様式第 10 号及び添付書類を確認して、別紙様式第 9 号により協議会に変更承認申請してください。

令和 7 事業年度から参加しており、計画に変更がない場合は、省エネ加速化特例管理シートのみを提出してください。

事業実施計画書等申請書類一式（正本1部、写し1部）を受付期間内に下記3の提出先に直接持ち込んでください（郵送不可）。  
また、別紙様式第5号及び別紙様式第7号以外の書類については、電子データでも御提出ください。  
受付期間終了後に提出した申請書類は無効です。

### 3 申請書類の提出先

支援対象者の事務所が所在する県農林水産事務所農政課、名古屋市内にあっては県農業水産局農政部園芸農産課

<申請先一覧>

申請先	住所	電話番号
尾張農林水産事務所農政課	460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211(内)2473
海部農林水産事務所農政課	496-8532 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111(内)356
知多農林水産事務所農政課	475-0903 半田市出口町 1-36	0569-21-8111(内)235
西三河農林水産事務所農政課	444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2725(内)2440
豊田加茂農林水産事務所農政課	471-8566 豊田市元城町 4-45	0565-32-7363(内)338
新城設楽農林水産事務所農政課	441-2301 設楽町田口字小貝津 6-2	0563-62-0545(内)236
東三河農林水産事務所農政課	440-0806 豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(内)339
農業水産局農政部園芸農産課	460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6418

### 4 事業実施計画の承認

9月中旬（予定）

## VI 施設園芸セーフティネット構築事業に係る施設園芸用燃料価格差補填金積立契約について

### 1 申請書類

- (1) 施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（県協議会業務方法書別紙様式第5号）
- (2) 施設園芸用燃料購入数量設定申込書（県協議会業務方法書別紙様式第7号）

### 2 契約締結完了

事業実施計画の承認後、県協議会から支援対象者に対し契約締結完了通知を発行することをもって契約関係が成立します。

### 3 燃料補填積立金の納入

契約締結完了通知の発行に併せて積立金の納入依頼を行います。（9月下旬～10月中旬頃）

※県協議会と支援対象者間での交付申請・交付決定の手続きはありません。

## Ⅶ 事業実施計画及び推進計画の重要な変更の手続き

支援対象者は、協議会から承認を受けた事業実施計画及び推進計画について、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、協議会に対して変更の申請を行い、承認を受けることが必要です。

### ＜重要な変更＞（県協議会業務方法書第6条第5項）

① 事業の新設、中止又は廃止

※ここでいう「事業」は、支援対象者単位を指します。

なお、事業年度中の「新設」は、追加募集がある場合など特別な場合に限られます。

② 省エネルギー等対策推進計画の燃料使用量削減等の目標の変更

③ 支援対象者の変更

④ 事業費又は事業量の3割を超える増減

※セーフティネット事業における支援対象者単位の燃料補填積立金積立予定額の合計額を指します。

## Ⅷ 事業実施状況報告書の提出について

県協議会業務方法書第8条により、各事業年度の事業実施状況を翌事業年度の9月10日までに報告してください。

## Ⅸ セーフティネット構築事業の補填金支払い関係

### 1 燃料購入実績報告書の提出

セーフティネットの発動があった場合（当該月の翌々月上旬に日本施設園芸協会から発動通知が発出される）、県協議会から支援対象者に対して、当該月の燃料購入実績報告書の提出を依頼します。

### 2 支援対象者への補填金の支払い

県協議会において燃料購入実績報告書の記載内容等を証拠書類から確認し、造成資金から補填金を交付するとともに、補填金交付通知を発行します。

※本県協議会においては、原則、契約期間を2回に分けて補填金交付を行います（第1回：10月～12月分、第2回：1月～6月分）。

## 事業実施計画の申請書の作成について

支援対象者は、下記に留意して事業実施計画書等を作成し、関係書類一式を県協議会に対して受付期間内に承認申請します。

### 1 参加農家（事業参加者）について

事業実施計画は3か年の計画であることから、目標年度までの間、参加農家が事業の要件を満たしていることを十分に確認してください。

※本対策は、燃料使用量を削減する計画を達成するための支援であり、計画期間中に要件を欠いた場合（加温栽培の停止等）は、期間中に交付された補助金を返還していただく場合があります。

やむを得ない場合（病気療養による営農休止等）は、この限りではありませんが、真にやむを得ない理由であるか十分に検討する必要があります。

### 2 省エネルギー等対策推進計画の策定

個々の参加農家は「省エネルギー等対策取組計画」等を作成し、これに基づいて支援対象者は「省エネルギー等対策推進計画」を策定します。

燃料使用量削減目標は新規参画組織の場合15%以上であることが要件です（15%未満の場合は採択されません）。

省エネルギー等対策推進計画の期間は、原則として3年間です。

【R8に新規参画する組織及びR8に再取組する組織：R8.7～R11.6、R7から取り組んでいる組織：R7.7～R10.6、R6から取り組んでいる組織：R6.7～R9.6】

### 3 セーフティネット構築事業の申し込み

①個々の参加農家は、申し込む油種、積立コース、申込数量を決め、「省エネルギー等対策取組計画」に記載します。

申込数量の設定に当たっては、過去の燃料使用量等を参考にして実際に購入すると考えられる数量を申し込んでください。

※過去の実績以上の申込みをする場合は、その理由の説明を求める場合があります。

なお、いかなる理由があっても、申込数量の上限は現在の燃料使用量の120%以下です。

②支援対象者は、①の申込み内容を取りまとめ、事業実施計画を作成するとともに、「積立契約申込書」と「燃料購入数量設定申込書」を作成します。

※セーフティネット対象期間は、原則、11月～翌4月（ただし産地の作型等を勘案して10月から翌年6月の間から月を単位として1か月、又は連続する2か月以上の期間の設定も可。）です。

なお、参画農家ごとに異なる設定はできません。支援対象者ごとに共通の対象期間を設定してください。